

平成 18 年 12 月 7 日
第 1 回 総合計画 審議会
資 料 2

上越市総合計画審議会条例

昭和 4 6 年 7 月 3 0 日

条例第 8 6 号

(設置)

第 1 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上越市総合計画審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 3 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係諸団体の役員及び職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画・地域振興部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年7月16日から施行する。

～ 附則一部省略 ～

附 則(平成16年条例第189号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。